

地域（自治組織や協議体）を中心とした多様な主体による
 見守り・支え合いネットワークづくりに係る取組方針
 ～第3期廿日市地域福祉計画の実践～

第3期廿日市地域福祉計画（以下「第3期計画」という。）の基本理念「誰もがつながり合い 一人ひとりが 幸せを感じながら暮らせる 多様な選択ができるまち」の実現に向け、基本目標、行動目標の達成を目指し、関係部署や関係主体と連携しながら、特に、令和4年度取組の柱のひとつである「多様な主体による見守り・支え合いネットワークづくり」を踏まえ、次の取組を実施する。

※黄色アンダーライン：令和4年度新規の取組

基本目標1：多様性を受け入れる「ふくし文化」の創出

基本理念の実現に向けて、すべての前提となる多様性の理解や、誰もが地域社会とつながることができる接点をつくるため、理念の啓発に取り組むとともに、関係主体で地域情報（課題）を共有する仕組みを整える。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
<p>(1) 「第3期計画」理念の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の推進を担う関係主体を中心に、「第3期計画」の内容（大切にしたいこと）について本編や別冊を活用し、普及啓発する。 ○ 普及啓発の機会を、サロン、地域自治組織の集まりなど、さまざまな地域福祉活動の場面において小単位で設定し、地域福祉の推進につながる対話の時間を持つなど、場の持ち方を工夫する。 	<p>【行動目標1（本編P19）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場で日常的に「知る」、「理解する」機会をつくります ・人権教育を推進します ・支え合いやソーシャルインクルージョンの理解など、地域福祉の視点を取り入れた主催事業を実施します <p>【行動目標2（本編P21）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報や市の施策に関する情報を活用し、地域福祉活動につながる事業を実施します ・情報を共有できる場、機会をつくります
<p>(2) 「つなぐシート」を活用した地域情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の推進を担う関係主体が、日ごろの地域福祉活動でキャッチするさまざまな情報を、関係者間で共有するため、「つなぐシート」別紙1を活用する。 ○ 活用主体は、市民センター、市社協、民生委員児童委員、廿日市市五師士会などとし、活用しながら「つなぐシート」の改良も併せて行う。 	<p>【行動目標2（本編P21）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の地域福祉活動に関する小さな情報を、日常的な市民との対話により把握し、関係部署や関係機関へつなぎます

基本目標2 つながりの礎となる日々の暮らしの再考

最も身近で、小さな共同体となる「家族・世帯」の価値や機能を見つめ直すこと、身近な人の将来に思いを馳せること、近隣における日常的なコミュニケーションの大切さを理解することなどを通じ、多様なつながりづくりを促進する。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
<p data-bbox="236 241 855 275">(1) 「相談まるごとサポートデスク」の機能発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="266 286 946 477">○ 複雑・複合的な課題を抱えた本人やその家族、また、こうした人たちを支える支援者などが、どこに相談したら良いか分からない場合の最初の窓口として、山崎本社みんなのあいプラザ3階に設置した「相談まるごとサポートデスク」の機能を発揮させる。 <li data-bbox="266 488 946 555">○ ブックレット「あなたがここから踏み出す一歩」別紙2を、支援者を中心に配付する。 	<p data-bbox="986 376 1289 409">【行動目標3（本編P23）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="986 409 1375 465">・在宅で療養したい人や家族からの相談に応じます

基本目標3 暮らしを守る安心・安全のセーフティネット

地域福祉活動者の固定化、高齢化など、担い手の偏りが解消されない中、多様な価値観やライフスタイルに合わせて、始めやすく、入りやすい入口を多くつくることで、地域福祉活動への参加やかかわりの裾野を広げる。

既に取り組まれている地域での居場所づくりや見守り活動などを生かし、暮らしの安心と命を守るセーフティネットとして機能するよう働きかける。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
<p data-bbox="236 1084 884 1117">(1) 「はつかいち暮らしのことゼミナール」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="266 1128 946 1240">○ さまざまな世代を対象とし、「地域福祉活動へのかかわり方」の提案づくりの機会として「はつかいち暮らしのことゼミナール」を継続して開催する。 <li data-bbox="266 1252 946 1397">○ ゼミ開催期間だけでなく、ゼミ終了後も参加者が継続して関わり合うことができる対話の場づくりや、既存の地域福祉活動へのつなぎなど、地域福祉活動者の裾野を広げることを視野に取り組む。 	<p data-bbox="986 1128 1289 1162">【行動目標5（本編P27）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="986 1162 1375 1218">・地域福祉活動への柔軟な参加の仕方を提案します <li data-bbox="986 1218 1375 1308">・地域にかかわりが少ない世代のかかわりしろを見出すための裾野拡大の取組を継続して実施します <li data-bbox="986 1308 1375 1397">・市職員が地域福祉活動に参加することの意義や価値を共有し、参加を進めます
<p data-bbox="236 1447 911 1480">(2) 冊子「地域福祉活動×個人情報保護」の周知及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="266 1491 946 1682">○ 冊子「地域福祉活動×個人情報保護」を活用し、個人情報について正しく理解することや、見守り活動や避難支援活動を進めるうえで大切なテーマとして、関係者間でのルールづくりを促進するための取組を、市民センター等と連携して取り組む。 <li data-bbox="266 1693 946 1805">○ サロン、通いの場などの見守り活動者、避難行動要支援者の避難支援活動に取り組む地域自治組織や自主防災組織を対象とする。 	<p data-bbox="986 1603 1289 1637">【行動目標6（本編P29）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="986 1637 1375 1693">・個人情報の取扱について、正しい理解の普及に取り組みます
<p data-bbox="236 1850 946 1917">(3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）における個別避難計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="266 1928 946 2072">○ 避難行動要支援者の個別避難計画については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に居住する要支援者で、特に、要介護度や障がいの状態から避難行動が困難な人を優先して策定する。 	<p data-bbox="986 1861 1289 1895">【行動目標6（本編P29）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="986 1895 1375 1984">・出前トークなどを活用し、要支援者の理解につながる啓発に取り組みます <li data-bbox="986 1984 1375 2018">・地域の避難行動を支援します <li data-bbox="986 2018 1375 2072">・地域ヒアリングなどにより、個人・地域の備えの状況を把握します

○ 策定に当たっては、庁内（防災、消防、福祉）及び庁外（福祉専門職、受け入れ先となる施設、地域その他の避難支援団体）で役割分担と連携をして取り組む。	
(4) 福祉避難所の開設訓練の実施	
○ 災害時に備え、福祉避難所の開設訓練を継続して実施する。 ○ 初動対応、開設準備、避難者の受け入れ等の手順の確認など、開設マニュアルや令和3年度に作成したフローに沿って実施し、その結果や課題等を広く公表する。	【行動目標6（本編P29）】 ・福祉避難所の設置や避難所への専門職派遣など、災害時における避難所の環境整備を進めるため、医療・福祉施設との連携を進めます
(5) 「地域福祉カルテ」の見直し	
○ 地域自治組織の単位28地区ごとに、人口や地域の施設など、地域福祉の推進に関連した市が保有しているデータを取りまとめた「地域福祉カルテ」について、包括的支援体制づくりに活用できるよう、項目や内容を見直す。	【行動目標7（本編P31）】 ・行政が保有するさまざまなデータを整理し、事業の見直しに活用できるツールとプロセスをつくります

基本目標4 多様な選択肢を生み出す新しい支え合いの成熟

多様な主体が出会い、福祉分野を超えて幅広い関係者が出会い、学び合い、地域社会の持続を支えるための、プラットフォームづくりに着手する。

さまざまな課題を抱えた人や世帯に合わせ、福祉以外の分野との連携により、地域の社会資源を生かしたインフォーマルサービスの開発・見直しに向けた取組を進める。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
(1) 企業の社会責任（CSR）の普及啓発	【行動目標8（本編P33）】 ・中間的就労の受け入れ先など、地域社会に貢献する企業・事業所を開拓します 【行動目標10（本編P37）】 ・地域社会に貢献した企業・事業所の取組を公表し、認証する仕組みを検討します ・地域の社会資源を見える化します
(2) 廿日市市内の社会福祉法人等による情報交換の場づくり	【行動目標9（本編P35）】 ・社会福祉法人や医療法人との連携を進めます ・多様な主体による、考え、話し合う場をつくり定着させます
(3) 「地域福祉カルテ」の見直し	【行動目標10（本編P37）】 ・地域の社会資源を見える化します
※再掲（基本目標3（5））	

成年後見制度利用促進（第7章）

判断能力が十分でない人も、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、成年後見制度や日常生活支援事業の周知を図り、利用しやすい環境整備に向けて、関係所属や市社協と連携して取り組む。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
<p>（1）成年後見利用促進センターの機能発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の利用を必要とする人や、その家族、支援者や関係機関からの相談を受けるほか、利用促進のための広報・啓発を行うなど、令和4年5月に山崎本社みんなのあいプラザ3階（相談まるごとサポートデスク内）に開設した成年後見利用促進センターの機能を発揮させる。 	<p>【本編P51】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成・配付、ホームページの活用により、制度理解を促します。 ・成年後見制度に関する相談窓口（中核機関）を広く知らせます
<p>（2）地域連携ネットワークの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社協と連携し、支援が必要な人を、成年後見制度の利用などに適切につなぐため、後見人を含めたチームで見守る体制づくりを行う。 ○ 市社協主催の「法人後見事業運営委員会」の構成をもとに、地域連携ネットワークに発展させる。 	<p>【本編P52】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携ネットワークの仕組みづくりに取り組みます ・地域連携ネットワークの要となる中核機関を整備します

再犯防止・更生支援（第8章）

再犯防止に向け、継続的に社会復帰に向けた支援を行い、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係部署や関係団体と連携し、既存の取組と連動させた支援に取り組む。

主な内容	行動目標（行政が取り組むこと）
<p>（1）更生保護サポートセンターの設置・運営に向けた協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廿日市地区保護司会、廿日市地区更生保護女性会を中心に行われている犯罪や非行をした人の立ち直り支援に向けた取組への協力として、更生保護サポートセンターの運営協力を行う。 	<p>【本編P58】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）更生保護サポートセンターの設置、運営に協力します
<p>（2）関連事業と連動した就労の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労することが困難な人に対する生活習慣の改善や、就労に必要な力の形成など、生活困窮者自立支援事業や、重層的支援体制整備事業（主に参加支援）など既存の取組と連動させ、安定した社会生活を送ることができるよう、就労支援や離職防止を行う。 	<p>【本編P56】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者就労準備支援や障がい者就労支援事業など、既存の取組を生かし、相談者の就労を支援します